

名古屋市男女平等参画基本計画2020推進状況報告書(平成30年度事業実績)

No.	該当ページ	該当の章、施策番号等	市民意見の内容	市民意見に対する市の考え方	担当局
1	18	1-②-7 DV被害者への相談・支援【重点】	<p>「区役所における女性福祉相談」は、各区に住む住民に近い場所で相談を受けることができ、全国と比べて先進的な取り組みだと思います。</p> <p>相談延件数も1万1097件にのぼっていて、身近に相談できる仕組みとして機能しているように思いますが、女性福祉相談員が雇用期間が定められた非正規雇用のため身分として不安定であることが気になっています。</p> <p>DV被害者支援には、行政、司法、医療、民間の福祉団体との連携が不可欠であり、数年で辞めてしまふということでは、新しい人になる度に、経験や知識、人間関係が振り出しに戻ってしまっているように感じます。</p> <p>また、マンパワーが足りない上に、勤務時間も限られており、相談したいと区役所に電話しても1、2週間待たねばならないという話を法律相談の依頼者から聞きます。</p> <p>児童福祉司、児童虐待対応支援員が増員されていてすばらしいですが、児童虐待の背景にDVがあるケースが社会問題にもなっており、女性福祉相談員の雇用の安定、増員についても積極的に検討されるべきと考えます。</p> <p>また、「名古屋市配偶者暴力相談支援センター」について、保護命令の申立てケースが2件にとどまっている点も、マンパワー不足は否めないのではないのでしょうか。</p> <p>ママを配偶者暴力から守ることは、子どもを守ることにつながります。</p> <p>せっかく、良い制度をもっているのですから、さらなる発展を期待します。</p>	<p>女性福祉相談員の専門性については、関係する法制度について十分な知識を有するように努めなければならないとされていると承知しておりますので、職員の採用においても、女性福祉相談員に必要な能力として、評価される点のひとつであると考えております。また、さまざまな相談に対し適切に対応できるよう、各種研修を実施し、女性福祉相談員の資質向上を図っているところです。</p> <p>DV被害者支援においては、組織として対応することが必要であると考えており、相談件数の状況等を踏まえ、相談支援体制強化を検討してまいります。</p>	子ども青少年局